

# 平成27年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下国保）は、各市町村で運営しており、みんなが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場などで健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方などを対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけがなどの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、国保被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 1. 保険税の納税義務者

保険税は、世帯主が納税義務者となります（世帯主が国保以外の健康保険に加入されていても、世帯内に国保の被保険者がおられる場合は、世帯主が納税義務者となります。）。そのため、納税通知書は世帯主宛てにお送りします。

## 2. 平成27年度の税率

保険税の年間税額は、世帯で算定したア. 医療保険分、イ. 後期高齢者支援金等、ウ. 介護保険分【国保被保険者の介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が対象です。】の合算額です。

各項目の課税額は、所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、平等割額の合算額です。各項目にはそれぞれ限度額が設定されています。平成27年度の限度額は地方税法の改正に伴い、医療保険分が52万円（平成26年度は51万円）、後期高齢者支援金等が17万円（平成26年度は16万円）、介護保険分が16万円（平成26年度は14万円）に引き上げられました。

ア. 医療保険分		計 算 の 基 礎	
①所得割税率	0.057	(平成26年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額[3.3万円])	×0.057
②資産割税率	0.4	平成27年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注2)	×0.4
③均等割額	21,000円	被保険者数 × 1人当たりの金額(21,000円)	
④平等割額	20,500円	1世帯当たりの金額(20,500円)(注3)	

医療保険分の年間税額は、世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。ただし、限度額は52万円です。

イ. 後期高齢者支援金等		計 算 の 基 礎	
①所得割税率	0.02	(平成26年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額[3.3万円])	×0.02
②資産割税率	0.1	平成27年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注2)	×0.1
③均等割額	7,000円	被保険者数 × 1人当たりの金額(7,000円)	
④平等割額	6,500円	1世帯当たりの金額(6,500円)(注3)	

後期高齢者支援金等の年間税額は、世帯の国保被保険者の①～④の合算額です。ただし、限度額は17万円です。

ウ. 介護保険分		計 算 の 基 礎	
①所得割税率	0.015	(平成26年中の総所得金額等(注1)－基礎控除額[3.3万円])	×0.015
②資産割税率	0.097	平成27年度の固定資産税額(土地及び家屋に係る分)(注2)	×0.097
③均等割額	9,000円	被保険者数 × 1人当たりの金額(9,000円)	
④平等割額	5,100円	1世帯当たりの金額(5,100円)	

介護保険分の年間税額は、世帯の介護保険第2号被保険者の①～④の合算額です。ただし、限度額は16万円です。

(注1) 総所得金額等とは、給与所得、営業所得、農業所得、公的年金等に係る雑所得、その他の雑所得などの合計額で、社会保険料や生命保険料などの各種所得控除前の金額です。また、土地・建物等に係る特別控除後の譲渡所得額、株式等に係る譲渡所得額のうち確定申告分など、退職所得以外の分離課税の所得額も含まれます。

※ 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）、又は特定理由で離職者（例：雇止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方（雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、31、32、23、33、34に該当される方）の国保税を算定する際は、前年中の給与所得をその30/100とみなして行います。軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末までとなります。なお、軽減を受ける場合には、申請が必要となりますので保険課までお問い合わせください。

(注2) 都市計画税は含まれません。

(注3) 75歳到達等により国保から後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の75歳未満の方が引き続き国保加入で国保の被保険者がお一人となる場合には、医療保険分と後期高齢者支援金等の平等割が5年間は2分の1減額され、その後の3年間は4分の1減額されます。

(裏面もご覧ください。)

### 3. 保険税の減額

世帯主とその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(注4)について算定した軽減判定のための総所得金額等(注5)が次に該当する世帯は、保険税の均等割と平等割が減額される制度があります。

軽減される世帯	減額される金額
ア. 軽減判定のための総所得金額等が33万円以下の世帯	均等割・平等割の7割
イ. 軽減判定のための総所得金額等が33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	均等割・平等割の5割
ウ. 軽減判定のための総所得金額等が33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯	均等割・平等割の2割

★ 平成27年度から2割軽減・5割軽減の軽減基準額が改正され、軽減される世帯の範囲が広がりました。

- ☆ 世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含みます。
  - ☆ 世帯主とその世帯に属する国保被保険者及び特定同一世帯所属者の方全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減の適用はされません。
  - ☆ 国保から75歳以上の方等が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の75歳未満の方が引き続き国保に加入することになる場合には、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
- (注4) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を有したことにより、国保の被保険者の資格を喪失された方で、引き続き同一の世帯に属する方のことです(世帯主に変更がない場合に限る)。

(注5) 保険税の軽減判定のための総所得金額等

- ・昭和25年1月1日以前生まれ(65歳以上)の方については、年金所得から特別控除15万円を差し引いた金額
- ・専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額
- ・土地建物等に係る分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額

### 4. 納付の方法

- 普通徴収 納付書(コンビニエンスストアでもご利用できます)又は口座振替での納付となります。納める回数は9回(7月から翌年3月まで毎月)です。
  - 特別徴収 国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と国保税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については納付書又は口座振替による納付(普通徴収)となります。
- ※平成27年10月から特別徴収が開始となる方は、7月から9月(第1期から第3期)までは普通徴収となります。
- ※特別徴収から口座振替へ変更することができます。特別徴収から口座振替への変更を希望される方は、保険課までお問い合わせください。お手続きに必要な書類をお送りいたします。なお、変更のお手続きが完了して年金からの天引きが中止されるまで3か月程度の期間が必要となりますのでご了承ください。

### 5. その他

- ☆ 保険税の賦課期日は4月1日です。賦課期日後に国保に加入した場合は、加入した日が賦課期日となります。保険税の軽減は、賦課期日現在の被保険者及び世帯主、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額をもとに判定します。
- ☆ 保険税の年間税額は7月に通知します。年間税額は、4月から翌年3月まで国保に加入した場合の金額となります。
- ☆ 他の健康保険制度にご加入又は脱退された場合は、国保の脱退又はご加入の手続きが必要となります。
- ☆ 年度の途中で国保の資格を取得又は喪失した場合の保険税額は、異動のあった日を基準として月割計算した金額となります。異動の手続きをされた翌月に再計算した年税額を通知します。
- ※ただし、4月、5月に手続きをされた方の平成27年度保険税額は7月に通知します。
- ☆ 平成27年度中に40歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月(誕生日が月の初日の方は前月)分からの月割計算となり、その翌月に介護保険分を加算し再計算した年税額を通知します。
- ※ただし、4月、5月生まれの方につきましては7月に通知します。
- ☆ 平成27年度中に65歳になられる方の介護保険分は、誕生日の属する月の前月(誕生日が月の初日の方は前々月)分までを月割計算し、その額を年9回の納期に分割しています。65歳からは介護保険第1号被保険者として別途『介護保険料』が賦課されます。
- ☆ 平成27年度中に75歳になられる方の保険税額は、誕生日の属する月の前月分までを月割計算しています。75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者として別途『後期高齢者医療保険料』が賦課されます。
- ☆ 他の市町村からの転入などにより加入された方については、前住所地に所得を照会し所得割額を算定した結果、保険税が後で増額となることがありますのでご了承ください。なお、その場合には、再計算した年税額を通知します。
- ☆ 災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますのでご相談ください。